

2024年2月1日

お取引先様

秩父コンクリート工業株式会社

がん原性物質を含有する製品に関するお知らせ

貴社益々ご盛栄のこと、お喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省から2022年5月に告示された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質規制が追加されました。その一環として、厚生労働大臣が定める『がん原性物質』について、事業者はこれら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を30年間保存することが義務付けられました。（施行日：2023年4月1日）

今回の改正では、珪砂やフライアッシュに含まれる「結晶質シリカ」が『がん原性物質』に指定され、弊社製品におきましても対象物質を含有している製品もございます。

結晶質シリカを0.1%以上含有している製品は安全データシート(SDS)に「発がん性 区分1A」の記載をしています。また、2023年4月1日以降に更新した安全データシート(SDS)には、箇条15. 適用法令に「がん原性に係る指针对象物質（結晶質シリカ）」を記載していますのでご確認をお願いいたします。

労働安全衛生法の詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご参照ください。

1) 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

2) 労働安全衛生規制に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

以上